

# 「(仮称) 甲府市子ども未来応援条例 素案」に対する市民意見提出制度（パブリックコメント）の結果

○期間：令和元年12月27日（金）から令和2年1月27日（月）

○意見等の提出人数及び件数

方法	人数	件数
郵送	0人	0件
持参	0人	0件
FAX	1人	4件
電子メール	4人	7件
その他	1人	6件
計	6人	17件

(仮称) 子ども未来応援条例 素案に対する意見の概要と市の考え方について

No.	意見（概要）	市の考え方
1	<p>○子どもの受動喫煙の危害防止について</p> <p>改正健康増進法で、子どもの受動喫煙防止がそれなりに配慮はされているが、家庭内、同室内、自動車内などでの受動喫煙防止は入っていないことから、子どもらの健康と健全育成のために、これらの観点を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>○家庭における受動喫煙対策といたしましては、母子手帳の交付時や乳幼児健診時においてチラシを配布するなど啓発に取り組んでいるところであります。子どもの受動喫煙は、子どもの成長に大きく関わるものであると認識しておりますことから、継続して啓発を行ってまいります。</p>
2	<p>○定義にある子どもは18歳未満とのことだが、高校3年の扱いはどうなるのか。</p> <p>クラス内に子どもとそうでないものという区分になるのか。その場合、いじめ、体罰、援助等は18歳を超えたら報告等する必要はなくなるのか。</p> <p>中卒で独立して生計を立てているものや16歳で出産した母親を子ども扱いするのか。</p> <p>定義にある市内で活動は、どのようなものか。毎日甲府市内の塾に通う子どもも対象ということか。</p> <p>○施策の推進にある居場所整備は塾や習い事教室への施設整備をしてくれるのか。</p> <p>この案でいけば今後、他市の子どもを甲府市内の施設で面倒みてくれるようになると受けとめるがよろしいか。</p>	<p>○子どもの定義につきましては、児童の権利に関する条約や児童福祉法と同様に、18歳未満を原則としております。なお、高校3年生の取扱いにつきましては、高校在学中であることから、子どもに含まれるよう3月議会に提案しております条例においてはその旨を規定しております。</p> <p>その他市内で活動とは、本市施設などへの通所のほか、習い事等のことであり、市外の子どもであっても、市内において活動している間は本条例の対象となります。</p> <p>○居場所とは、一般的に言われる塾や習い事教室ではなく、本市と子ども応援者が連携・協働する中で設置を進めていく学習支援等を含む子どもたちの交流・相談の場であり、本条例で定義する子どもたちの利用を想定しております。</p>

No.	意見（概要）	市の考え方
2	<p>○体制づくりは体罰などの救済は児相で行っているが2重行政になる。税金の無駄遣いになる。</p> <p>○機会づくりは無駄になる。子どもは東京に出ていく一方なのがなぜ理解できないのか。</p> <p>地域への行事へ参加する機会を設けても、子どもは東京へ出ていく一方なのがなぜ理解できないのか。ふるさとが大事といってもほとんどが山梨を出ていく。市長や幹部の子どもの何%が甲府に戻ってきているのか、把握してからこうしたことをやるべきではないのか。</p> <p>自分の子どもは東京に、他の子は甲府に帰ってこい。こんな条例を作っても無駄になる。もっと違う方法を考えることはできないのか。</p> <p>ぜひ幹部のご子息が市内に在住しているか、公表してから物事を進めてほしい。</p>	<p>○本市では児童相談所などの関係機関と連携し、虐待等への対応を行っているところであり、改めて条例に規定することにより、現在実施していることを広く周知するとともに、より効果的な体制づくりに努めるものであります。</p> <p>○本条例の制定の意義は、本市全体で子どもの育ちを応援することにより、郷土を愛することを子ども自身が感じ、思うまちづくりを目指すものです。</p>

No.	意見（概要）	市の考え方
2	<p>○子どもの権利擁護委員は、児相や県がすでにやっている。なぜ、同じような内容のことしかできないのか。</p> <p>○市長の公約のためにとってつけたようなことはやめて、法案を作る手間暇を近所の公園を整備した方がまだましと考える。</p>	<p>○甲府市子どもの権利擁護委員につきましては、様々な場面において子どもの権利が侵害されないよう相談や救済の申立てを受け、必要に応じ調査、調整等を行い、速やかに権利の救済や回復に向け設置するものであり、こうした取組により、児童相談所や警察などが介入するような事案に発展する前の早期の対応を目指すものであります。</p> <p>○子どもに関する痛ましい事件の発生など、子どもを取り巻く環境は変化していることから、子どもに関わる全ての大人が連携・協働することにより、子どもの育ちを支える取組を推進し、未来を担っていく子どもの成長を応援する社会の実現を図ることが重要であると考え、本条例を制定するものであります。</p> <p>なお、本市には都市公園やチビッコ広場等、大小様々な公園がありますが、子どもや子育て世帯、高齢者などが安心して利用できるよう計画的な整備に努めております。</p>

No.	意見（概要）	市の考え方
3	<p>○子どもは単に「未来の担い手」ではなく、今を生きる主体であることを想起すれば、「未来応援条例」というのは、子どもの権利をなんとなくあいまいにしているのではないかと考えます。</p> <p>松本市など他の自治体のように、「甲府市子どもの権利に関する条例」とすることを提案します。</p> <p>上記とも深く関連しますが、理念の基本に、日本国憲法や、国連で採択された子どもの権利条約があり、それを具体化し保障するものと、はっきり位置付けることが大切と考えます。</p> <p>・「子どもの権利」とは何か？そこが不明確です。不明確のままだと、支援する基本理念もあいまいになるのではないのでしょうか？大人にも子どもにも、わかりやすく「子どもの権利」について、憲法や権利条約に基づいて表すべきと考えます。</p> <p>○障がい、国籍、性別によって差別されず、多様性が尊重されるまちづくりが大切だと思います。</p> <p>○子どもの権利擁護委員会の設置と実効性のある取組に期待します。</p>	<p>○本条例は、未来の担い手である今の子どもの成長を応援する社会の実現を図ることを目的としておりますことから、市をはじめ、保護者や地域団体等が連携・協働して実施していく子どもの育ちを支える取組の推進と、子どもを権利の主体として位置づけ、本来持っている権利を守るための子どもの権利支援体制の整備という構成としたところであります。</p> <p>○本条例は、全ての子どもが、多様な人々とかかわりを持ちながら、自分を大切にすする心や他の人を尊重する心を育み、社会の一員として個性豊かに成長していくことを目指すものであります。</p> <p>○子どもや市民が子どもの権利について必要な理解を深められるようにすることは重要であることから、子どもの権利の普及・啓発に取り組んでまいります。</p>

No.	意見（概要）	市の考え方
4	<p>○子どもの性暴力被害について          子どものころに受けた性暴力の被害は、心身に深い傷を刻み込み、その後の人生にも大きな影響を及ぼします。被害にあった子どもが安心して相談でき、支援を受けられる体制を整備していくことが急務です。あわせて、社会が性暴力に対する正しい知識を持つことも、被害者への偏見をなくし、支えることにつながります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが社会で安全に安心して暮らせる環境を整備、あらゆる犯罪から子どもを守る等の追記</li> <li>・*1では あらゆる犯罪から子どもを守る警察を追記</li> <li>・IV 子どもの相談・救済と権利支援体制の整備          相談体制の充実 身体的暴力・精神的暴力に続き性的暴力を追記</li> </ul>	<p>○警察などの行政機関は、それぞれの法律によりその役割が規定されていますので、本条例に関する目的や役割も担っているものと考えております。</p> <p>性的暴力につきましても、身体的暴力・精神的暴力に包括されていると考えております。</p>
5	<p>○基本理念について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利条約についても尊重することを明らかにされたい。</li> </ul> <p>○市の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法にある、第2条3「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」。この自治体の責任を明らかにされたい。</li> </ul>	<p>○本条例では、「IV子どもの相談・救済と権利支援体制の整備」中、「子どもの権利等の普及」において、児童の権利に関する条約に規定する子どもの権利を位置づけ、子どもにもわかりやすくその普及に努めることとしているところであります。</p> <p>○市の責務については、児童福祉法の趣旨を踏まえ、子どもの育ちに関する施策を策定し、実施するものであります。</p>

No.	意見（概要）	市の考え方
5	<p>○子ども未来応援施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その施策の内容について、出来る限り具体的にされたい。</li> <li>・広く市民から意見を求め、議会の審議を必要とされたい。</li> <li>・期間は擁護委員の任期である3年以内に施策を見直すこととされたい。</li> </ul> <p>○子どもの権利擁護委員について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3名でなく定数を増やされたい。</li> <li>・市長の委嘱に留まらず、公職として議会の承認を必要とされたい。</li> <li>・市長の附属機関ではなく、公的に自立した機関とされたい。</li> </ul>	<p>○本条例では、施策の方向性を規定しているところであり、具体的な事業につきましては、関連する計画等に位置付け実施してまいります。また、子ども応援者と連携・協働し、事業の効果的な推進に努めてまいります。</p> <p>○甲府市子どもの権利擁護委員の定数等につきましては、他自治体の取組状況を参考としたところであります。</p> <p>なお、甲府市子どもの権利擁護委員は、執行機関の附属機関として設置するものでありますが、本条例の中で、その独立性の確保について規定しているところであります。</p>

## ○要望事項

No.	要望（概要）	市の回答
1	<p>○甲府市立動物園をリニューアルしてほしい            綺麗でたくさんの動物がいて、ベビーカーでも安全に行ける施設にしてほしい。</p> <p>○子育てをしている母親の勤務形態の充実について            子育てママでも派遣勤務ではなく、短時間勤務や有休が取れるような仕事の支援、及び企業の増加</p>	<p>○2019 年に開園 100 周年を迎えました歴史ある動物園を今後も維持・運営していくため、老朽化の状況や構造面も考慮する中で、利用者が安全に快適に利用できる動物園と、多くの市民が集い憩える場としての遊亀公園との一体的な整備を、担当部署において今後計画的に進めていく予定です。</p> <p>○国においては、一定の基準を満たした企業が、厚生労働大臣の認定を受けることにより、商品や広告等に認定マークを付し、「子育てサポート企業」であることをアピールすることができる「くるみん認定制度」があります。</p> <p>また、本市においては、子育て応援優良事業者や女性活躍優良事業者等の表彰制度の実施により、子育てしやすい職場環境づくりの働きかけと企業のイメージの向上に努めております。この他、労働相談や社会保険労務士相談なども行っております。詳しくは本市ホームページ、甲府市女性活躍支援サイト「なでしこ Plus」に掲載しております。</p>